

令和3年1月7日

保護者各位

青森県立十和田工業高等学校
校長 三 國 慎 治

学校教育活動の継続と新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

本校では下記の取組を行い、感染拡大防止と学校教育活動の継続に努めています。
保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校教育活動の継続について

令和3年1月6日付け青森県教育委員会教育長（通知）を受け、本校では学校教育活動の維持継続に向け取り組んでいきます。以下に、県教育委員会教育長（通知）の抜粋をお知らせします。

学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。

2 本校における新型コロナウイルス感染防止対策

（1）手洗い・うがいの励行

- ① 石けんを使用した手洗指導を継続する。
- ② 適時のうがいができるよう、手洗い場等の衛生環境の保持に努める。

外出先から帰宅した際や登下校直後など、こまめに石けんでの手洗いやうがいをするなど、家庭内でもご協力ください。

（2）マスクの適切な着用

- ① マスクは基本的に常時着用する。
- ② 咳エチケットの徹底（飛沫感染を防ぐため、適切なマスクの着用を促す）

（3）規則正しい生活習慣の啓蒙

- ① 抵抗力・免疫力を高めるために、家庭と連携し、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

（4）校内の環境衛生の保持

- ① 清掃・消毒作業を継続して行う。（ドアや蛇口など、接触機会の多い箇所の消毒等）
＜1月7日の午後、教職員で校内の滅菌消毒作業をしました。＞
- ② 手指消毒液の設置（設置場所：生徒玄関、職員玄関、活動動線の設置適切な箇所、他）
- ③ 教室等の換気の励行（対角線上に窓やドア等を開放し換気する。扇風機等の活用）

（5）新たな行動様式の推進

- ① 大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる場所への外出自粛の要請
- ② 感染の機会を少なくするための対応（校内における全校集会や大規模な講演会等の自粛）

(6) 生徒に関する健康状況の監視

- ① 起床時に、生徒個々が家庭で検温し、健康観察票へ記入する。
- ② HR担任が朝のSHRで、健康状況の再確認をする。また、健康観察票を回収し、養護教諭が発熱症状・風邪症状・呼吸器症状（咳・くしゃみ・息苦しさなど）・味覚異常・嗅覚異常等の項目について再度健康観察票を確認し、必要に応じては直接生徒の健康状況を再確認する。
- ③ 健康状況に不安がある場合は学校へ申し出、登校せず医療機関を受診する。
- ④ 家庭内に濃厚接触者等がいると判断された場合は一時自宅待機とし、保健所等の指示に従う。もしも登校した場合は、速やかに保健室に来室させ、一時隔離措置後、適宜対応をする。

(7) 教職員に健康状況の監視

- ① 起床時に、教職員個々が家庭で検温し、健康観察票へ記入する。
- ② 健康状況に不安がある場合は教頭へ申し出、出勤せずに医療機関を受診する。
- ③ 家庭内に濃厚接触者等がいると判断された場合は一時自宅待機とし、保健所等の指示に従う。

(8) 感染拡大予防のための出校自粛の協力要請

- ① 新型コロナウイルス感染症の疑われる場合
〔発熱・風邪症状、呼吸器症状（息苦しさ、喉の痛み など）、味覚異常、嗅覚異常 等〕
- ② 家庭内に濃厚接触者と特定された方がいる場合 等

3 部活動における対外試合等の取扱いについて

令和3年1月4日付け青森県教育委員会教育長（通知）を受け、本校では1月17日（日）までの間、本校単独での活動に限定し、部活動を継続します。以下に、県教育委員会教育長（通知）の抜粋をお知らせします。

(1) 対外試合等の禁止

令和3年1月4日（月）から1月17日（日）までの間、原則として他校との試合（練習試合を含む。）及び合宿を禁止すること。

(2) その他（練習等活動時の留意事項）

① 密集場面の回避

更衣室等、多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、人数制限を設けるなど、密集しないようにするとともに更衣室の換気を徹底する。

② 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

4 その他

(1) 生徒の皆さんについては、引き続き健康観察をお願いします。毎日検温をし、体調に変化があった際は、速やかに学校へ連絡願います。また、体調不良等でPCR検査を希望する場合も学校へ連絡願います。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等がないよう、何卒よろしくお願いいたします。

(3) 保健所による濃厚接触者の特定は、科学的根拠を基にしたものとなっております。

感染等の可能性が考えられる場合には、保健所等から本人宛てに連絡があります。いたずらに不安になることなく、冷静な対応をお願いいたします。

(4) 状況の変化により、対応は急遽変更となる場合があります。発熱、咳等のほか感染が心配で登校させたくない場合にもご連絡ください。生徒の皆さんに不利益のないよう配慮いたします。

（電話 0176-23-6178）